

平成21年5月12日

東京大学学生、教職員及び全ての構成員各位

東京大学新型インフルエンザ対策本部長
松本 洋一郎

新型インフルエンザ患者の濃厚接触者に関する対応について

保健当局では、新型インフルエンザ患者の近くにいた人については、ウイルスに暴露された可能性があるため、濃厚接触者として、外出や他の人との接触を極力控えること（いわゆる「外出自粛」）を求めています（厚生労働省の5月10日付け事務連絡「新型インフルエンザ患者の発生に伴う濃厚接触者に対する健康監視の実施について」）。本学の学生・教職員等が濃厚接触者となった場合の対応については、以下のとおりですので、ご留意下さい。

1. **濃厚接触者と認定され、保健所の指導を受けた学生・教職員等は、速やかに本学連絡先（下記参照）へご連絡下さい。また、自分が濃厚接触者ではないかという不安を持つ方は、居住地の最寄の保健所へご連絡下さい。**

東京大学新型インフルエンザ対策専用電話（24時間対応）

03-5841-1936（内線：21936）

2. 特段の理由の無い限り、大学としては、保健所の判断を尊重し、指導内容に沿った対応を当該学生・教職員等に求めることとしています。「外出自粛」などの保健所の指導があった場合、総長は、新型インフルエンザ対策本部長の意見に基づき、当該学生・教職員等に対し、登校・出勤の自粛を求めるため、必要な措置を部局長等に要請することになります。各部局等においては、当該学生・教職員等が登校・出勤を自粛することに伴い、不利益が発生しないよう、適切な配慮をすることになります。

〔注〕「外出自粛」の保健所の指導は、強制力を持つ法律上の措置ではありません。また、大学としての学生・教職員等に対する要請も、学校保健安全法に基づく出席停止、本学の就業規則（第47条）及び安全衛生管理規程（第27条）に基づく就業禁止とは異なるものです。〕

3. 濃厚接触者となった場合は、外出自粛と併せて、次のことが励行されます（厚生労働省の事務連絡より）。
 - ・ 1日朝夕2回の検温及び体調の変化について、本人が毎日記録する。
 - ・ 発熱や急性呼吸器症状（鼻汁又は鼻閉、咽頭痛、咳）等を認めるときは、本人又は同居者が保健所に直ちに電話等により報告する。
 - ・ 咳やくしゃみなどの症状が出たときは、咳エチケット（咳やくしゃみをする際はティッシュで鼻と口を覆う、マスクの着用など）を徹底する。
 - ・ 石けんと水を用いた手洗いをする。

【本件連絡先】

環境安全系 担当：小林、中平（内線 20661）

e-mail：eisei-etc@adm.u-tokyo.ac.jp

保健・健康推進本部健康管理室

（電話 03-5841-1936）